

健発0707第1号
平成23年7月7日

各都道府県知事 }
独立行政法人水資源機構理事長 } 殿

厚生労働省健康局長

水道施設整備事業の評価の実施について

標記については、平成16年7月12日付健発第0712003号（平成21年4月21日健発第0421001号一部改正）本職通知の「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「実施要領」という。）により行われているところであるが、今般、実施要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成23年7月7日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。